

# 検討を深めるべき論点について

平成25年7月16日  
資源エネルギー庁

# 目次

1. 人件費	
(1) 人員計画について	..... P3
(2) 退職給付会計(年金資産の運用)について	..... P13
2. 燃料費について	..... P20
3. 経営効率化の織り込みについて	..... P25
4. その他	
(1) 火力修繕費について	..... P32
(2) 違約金の取り扱いについて	..... P37
(3) 発電余力の活用について	..... P44
(4) 情報システム関係費用について	..... P50
(5) スマートメーターについて	..... P54

# 1. (1) 人員計画について

# 1. (1) 人員計画について(意見等①)

## 北海道電力の申請内容

- 他の電力会社と生産性の比較をすると、1人当たり契約口数及び1人当たり売上高については10社平均より高く、1人当たり販売電力量については10社平均より低い。

## 主な意見

### 《電気料金審査専門小委員会》

- 人員計画について、1人当たりの販売電力量を北海道電力は重要な指標と認識していると理解したが、他社に比べて売上高が高いということについては料金が高いと高くなるので異議がある。また、需要密度が低いということだが、10社平均と比較しているため、特殊要因を含んでいる東京電力、四国電力及び沖縄電力も入っているので、そもそも平均では甘いのではないかという意見もある。過大な要素が入ったところに負けているというのは論点。
- 北本連系設備増強のために要員が必要となることは説得力があるが、もっと前からやっているべきことなのに後ろ倒しになって今回の料金原価に乘せることは個人的には無念な思い。

# 1. (1) 人員計画について(意見等②)

## 主な意見

### 《公聴会》

- ・ 北海道電力は企業努力をしているのか。役員・社員数、報酬、企業年金、福利厚生費、給料の見直し等を行なうべき。

### 《国民の声》

- ・ 人員計画や役員数が事業規模に見合ったものかどうか厳正な検討を求めます。電力の安定供給の維持に本当に適正な社員数になっているかを検討し、総括原価方式の「あるべき適正な費用」におさえるべきです。
- ・ 北海道電力株式会社様は徹底したコスト削減を行ったのでしょうか？例えば、固定資産の売却(本社ビルの売却、福利厚生施設の売却、福利厚生の見直し、社宅制度などの見直しなど)や余剰人員のリストラなどです。普通の企業なら、こうした最大限の企業努力をするものだと思いますが、それらコスト削減をすべて公表した上で、電気料金の値上げ幅の妥当性を見極めるべきだと思います。単に、役員や社員の給与カットだけでお茶を濁すことのないようにして欲しいです。
- ・ 今後3年間では増員が計画されていますが、業務の効率化と併せて適正な人員配置計画となっているか、点検と説明責任を果たすことを求めます。
- ・ 人件費の抑制について、電力会社の給与は一般企業や公務員より高く、原発停止等で採算が悪化している企業であれば、先ず給与の削減をすべきであり、同時に人員の削減が必要である。人員の削減については、至近な例であるがオール電化の検査に少し偉そうな人を先頭に大した挨拶もなく5人ほど家に入ってきて、電気業者の話を聞くだけで何を検査したか分からないような感じで随分人が余っていると感じた。また、電気電力関係の展示会ではメーカーの人たちは来場者の対応に忙しそうだったが、電力会社の方は立っているだけのように見えた。人件費の削減はまだまだあると思う。

## 消費者庁チェックポイント

- ① 役員報酬(一人当たり)、社員年収(一人当たり)について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか。また、最大限の効率化が求められる状況下で、出向者を除いた従業員数や販売電力量等を勘案しつつ、適正な役員数であることを明確かつ合理的に説明しているか。特に、役員報酬(一人当たり)については、国家公務員の指定職員の給与の水準を参考に減額しているか。
- ② 役員報酬及び社員給与の水準の算出・比較に関し、補正(地域、年齢、勤続年数等)方法の選択は合理的なものとなっているか。

# 1. (1) 人員計画について(論点)

- 北海道電力の「1人当たり契約口数」及び「1人当たり売上高」の水準は10社平均より高いが、「1人当たり販売電力量」の水準は10社平均より低い。この点について、どのように考えるか。

# 1. (1) 人員計画について(参考①)

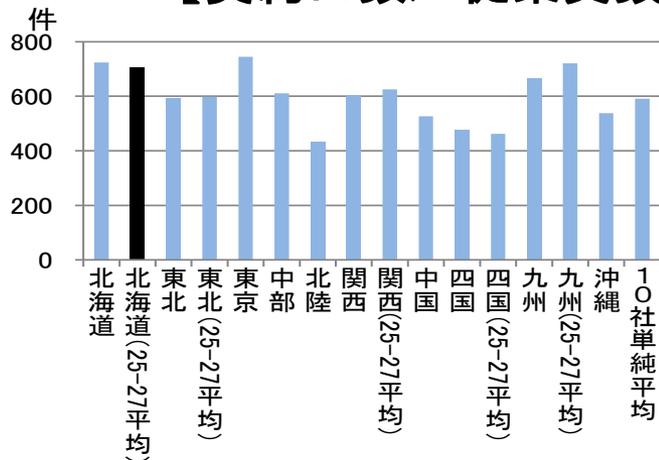
- 人員計画とは、事業に必要な人員の採用や配置、退職に関する計画のことであり、人件費の算定の基礎となる計画である。

## <北海道電力>

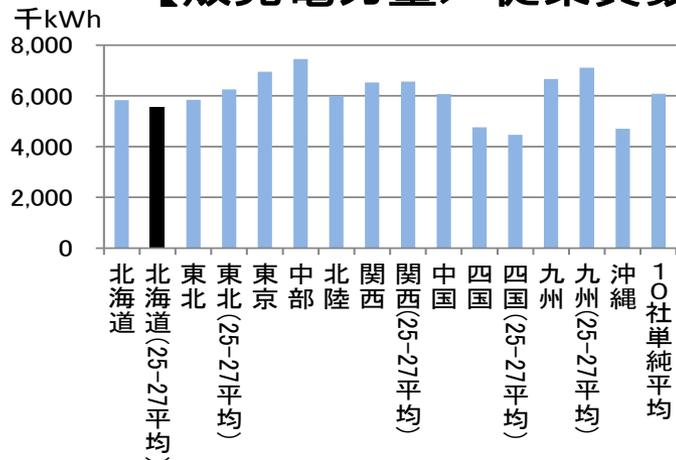
- ① これまで業務効率化の取り組みとして、事業所の統廃合、業務の集中化(総務・労務・経理業務等の本店集中化、引越し・契約アンペア変更等の電話受付業務の集中化等)、組織のスリム化(本店マネージャー職位の削減)、新規採用の抑制、早期退職施策等を実施。
- ② 在籍人員及び経費対象人員
  - ・在籍人員は、ピーク時の平成7年度末6,526人から23年度末は5,691人、27年度末は5,768人。
  - ・平均経費対象人員(在籍人員から建設従事者、無給者を除く)は、23年度5,696人、27年度5,688人。  
25-27年度の3カ年平均では5,691人。
- ③ 新規採用者数は、25年度214人、26年度187人、27年度181人。
- ④ 退職者数は、25年度135人、26年度163人、27年度195人。

# 1. (1) 人員計画について(参考②)

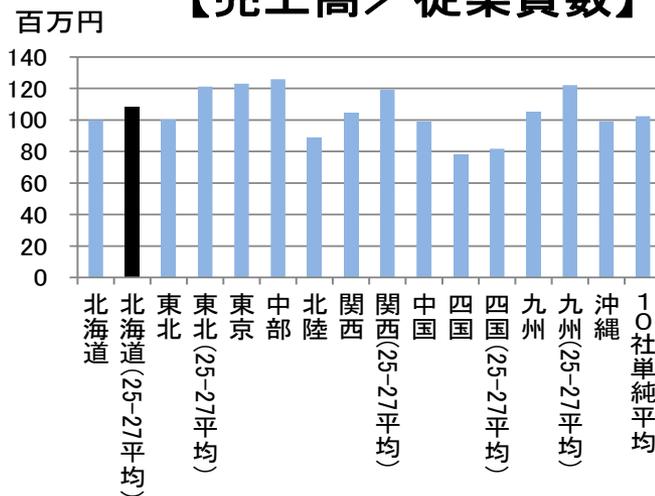
(1) 1人当たり契約口数  
【契約口数／従業員数】



(2) 1人当たり販売電力量  
【販売電力量／従業員数】



(3) 1人当たり売上高  
【売上高／従業員数】

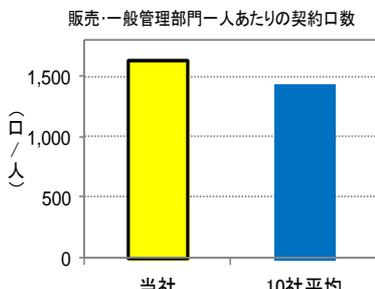
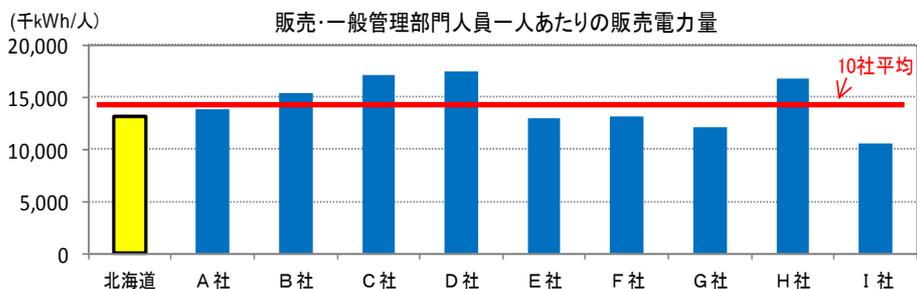
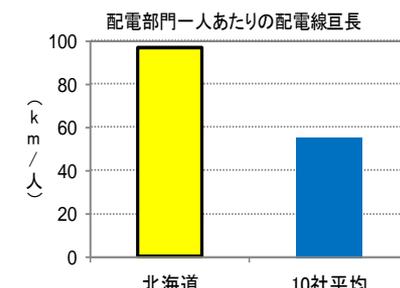
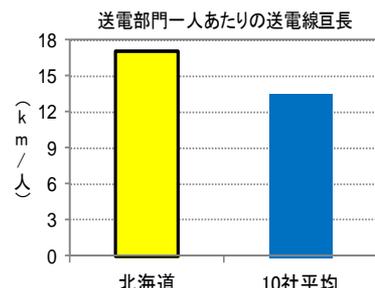
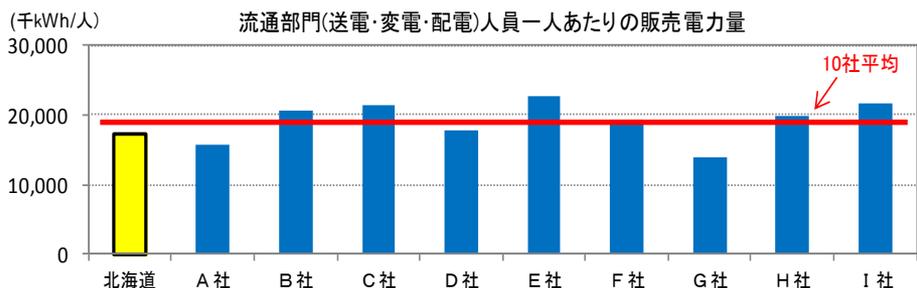
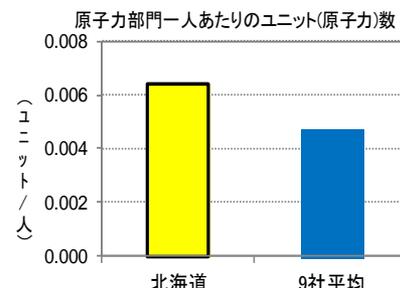
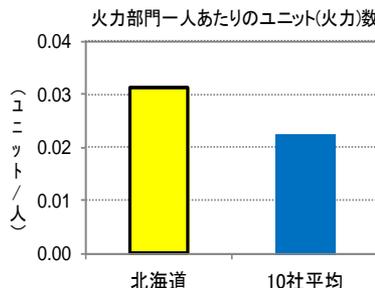
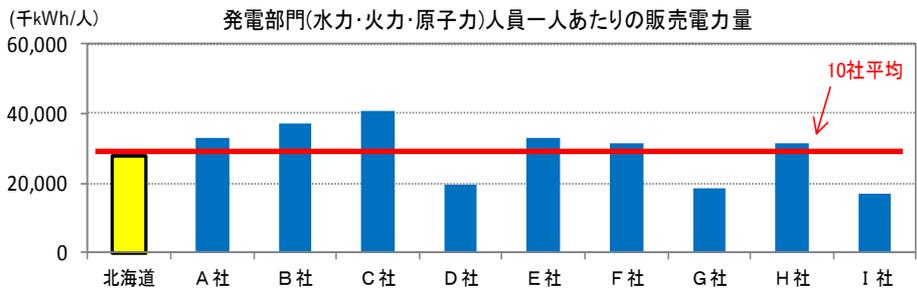


※北海道(25-27平均)、東北(25-27平均)及び四国(25-27平均)は申請ベース  
 ※関西(25-27平均)及び九州(25-27平均)は認可ベース

出典：電気事業便覧(平成24年版)及び有価証券報告書(平成23年度)

# 1. (1) 人員計画について(参考③) 【北海道電力資料抜粋】

○業務量(必要人員数)のベースとなる設備数やお客さま数から見た労働生産性は、全国平均を上回る水準となっている。



出典: 電気事業連合会掲載の電気事業60年の統計(平成22年実績)

(第26回電気料金審査専門委員会北海道電力資料)

# 1. (1) 人員計画について(参考④)

## (3) 一般電気事業供給約款料金審査要領(平成24年3月)

(抜粋)

### 第2章 「原価等の算定」に関する審査

1. 人件費(基準賃金及び賞与等)については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。

(略)

# 1. (1) 人員計画について(参考⑤)

## (4) 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議 報告書(平成24年3月)

(抜粋)

### 4. 原価の適正性の確保

#### (2) 対応の方向

##### (ア) 人件費

一般電気事業者の規制料金原価として認めるべき人件費については、一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を査定のメルクマールとして採用することが基本である。

他方で、電気事業は、事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値をメルクマールとすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮すれば、規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味することが適当である。

その際、各企業の給与体系が非常に複雑である中、客観的な査定を行うためには、スペックを揃えた同一の統計の中でメルクマールを設定することが適当である。

具体的には、一般電気事業者の従業員は平均で14,000人(最小の事業者でも1,300人)であることから、産業ごと・規模ごとに比較可能な統計である「賃金構造基本統計調査」(※)における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ、査定を行うことが適当である。その際、査定においては、地域間の賃金水準の差についても考慮することが適当である。

また、役員給与や福利厚生費については、必ずしも比較可能な統計が存在しないが、査定当局においては、他産業の情報収集に努め、同様の考え方を適用すべきである。

※全国の10人以上常用労働者を雇用する民営事業者62,673事業所のうち有効回答46,227事業所。

# 1. (1) 人員計画について(参考⑥)

## (5) 第21回電気料金審査専門委員会(平成25年3月6日)における査定方針案

(抜粋)

### (1) 関西電力の人員計画

- これまで制御所の廃止、営業所の統廃合、電力所の再編や早期退職施策の実施及び新規採用の抑制により人員削減に取り組んでいる。(在籍人員:平成11年度末25,979人→平成23年度末22,116人)
- 原価算定期間においても、新規採用の抑制等により経費対象人員の削減に努め平成23年度末の21,779人から平成27年度末は21,555人(▲224人)まで抑制する計画である。
- 他の一般電気事業者と生産性を比較すると、一人当たりの契約口数、一人当たりの販売電力量、一人当たりの売上高は10社平均より高い水準である。

### (2) 九州電力の人員計画

- これまで営業所の集中化、総務・人事労務・経理・資材業務の集中化や早期退職施策の実施及び新規採用の抑制により人員削減に取り組んでいる。(在籍人員:平成9年度末14,609人→平成23年度末12,831人)
- 原価算定期間においても、新規採用の抑制等により経費対象人員の削減に努め平成23年度末12,500人から平成27年度末11,789人(▲711人)まで抑制する計画である。
- 他の一般電気事業者と生産性を比較すると、一人当たりの契約口数、一人当たりの販売電力量、一人当たりの売上高は10社平均より高い水準である。

## 1. (2) 退職給与金(年金資産の運用)について

# 1. (2)退職給与金(年金資産の運用)について(意見等①)

## 北海道電力の申請内容

- 北海道電力が運用する社員の年金資産について、その期待運用収益率は0%で設定されている。この結果、今回の申請原価において、年金資産の収益等に関わる費用は前回改定(H20年)の原価より約37億円増加している。(数理計算上の差異等を含めると退職給与金全体の原価は前回改定より約72億円増加)

## 主な意見

### 《電気料金審査専門小委員会》

- 人件費の退職給付金の数理計算上の差異の話は、確定給付から確定拠出に変えたのか、過年度平均としているのか、平成24年3月期を踏まえたものか、運用利益率をどのように想定しているか。
- 年金資産の期待運用収益率について、過去5カ年の平均をとって過去にももの凄く低かった時があったので平均するとマイナスという設定は受け入れられない。現在の長期国債の利率よりも低い利回りは問題外であり、ここは当然査定する。
- 年金資産の期待運用収益率について、北海道電力の経理的な内規を使うのは分かるが、一般消費者が納得するとは思えない。会計的に北電がルールを作っていることと、将来に向かって消費者に負担してもらう料金査定の考え方は分けでもいいのではないかと。運用ポリシーもあると思うが、将来の期待運用収益率がゼロになると思っているならば、その運用は、リスク資産があるから上下に上がっているのだと思うが、現実的にゼロになりそうだと思うのであればリスク資産の割合を落として、リスクフリーの最低でも割引率に近いものは確保したいというのが、整合した経営行動であると思う。むしろ、割引率より高くなるということを思って経営的に運用を任せているのではないかと思うので、北電の内規というのは分かるが、あくまで北電が決めた内規なので、消費者に納得してもらえるかということは、別の点だと思う。

# 1. (2)退職給与金(年金資産の運用)について(意見等②)

## 主な意見

### 《公聴会》

- ・ 北海道電力は企業努力をしているのか。役員・社員数、報酬、企業年金、福利厚生費、給料の見直し等を行なうべき。

### 《国民の声》

- ・ 原価の内訳（人件費）をみると退職給与金について3年間で65億円が計上されており、数理計算上の差異償却費の増としているが、H17年度に年金制度の見直しを行っているものの、未だ確定給付年金を残していることから生ずるもの。一般大手企業は既に先を読んで経営面の負担を避けるため、全額、確定拠出年金に切り替えている所が多い。これも総括原価方式の中で今まで隠れていた部分ではないのか。値上げ幅を少しでも引き下げるために、制度変更を指導できないのか。
- ・ 退職給与金については、基金の運用悪化に伴う増加額は企業の責任で行うべきで、原価算定に入れて利用者に転嫁すべきではない。
- ・ 役員報酬は高額すぎる。さらなる見直しをすべきである。また、企業内年金の内容も明らかにすべきである。
- ・ 人件費削減について、役員報酬の削減幅、企業年金の改革などが不透明である。

## 消費者庁チェックポイント

- ③退職給付金の算出については、分かりにくい点があり、年金資産の運用状況と会社の費用負担の関係を明確かつ合理的に説明しているか。

# 1. (2)退職給与金(年金資産の運用)について(論点)

- 期待運用収益率を0%で設定していることについて、その設定の考え方及び水準は料金原価上、適切なものであるか。

# 1. (2)退職給与金(年金資産の運用)について(参考①)

## ●電力会社における退職給付債務等の計算の基礎の推移(連結決算ベース)

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
H20年度	割引率	2.0%	2.0-2.5%	2.0%	2.0%,2.5%	2.0%	2.0%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	3.5%	0.0-2.5%	2.5%	2.0-6.0%	3.0%	3.0%	0.5%	0.0%	3.0%	2.0%
H21年度	割引率	2.0%	1.7-2.5%	2.0%	1.8%,2.0%	2.0%	2.0%	2.2%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	3.5%	0.0-2.5%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	2.5%	0.5%	2.0%他	0.0%	0.0%
H22年度	割引率	2.0%	1.8-2.5%	2.0%	1.8%,2.0%	2.0%	2.0%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	3.5%	0.0-6.5%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	1.25-2.5%	1.7%	2.0%	2.0%	0.0%
H23年度	割引率	2.0%	1.8-2.5%	2.0%	1.8%,2.0%	2.0%	2.0%	1.8%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	0.0%	0.0-3.3%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	1.25-2.5%	1.7%	2.0%	2.0%	0.0%
H24年度	割引率	2.0%	1.1-2.2%	2.0%	1.2-1.8%	2.0%	2.0%	1.4%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	0.0%	0.0-2.5%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	1.25-2.5%	1.7%	2.0%	2.0%	0.0%

※出典は電力各社の有価証券報告書より

※割引率及び期待運用収益率について、会社によっては「主として」と表記している場合があるが、本表ではその記載を省略している。

※昨年度以降、料金値上げ申請を行った事業者における料金原価上の期待運用収益率について、東京電力は2.5%、九州電力は2.0%、東北電力は2.1%、四国電力は2.0%で設定している。関西電力は確定拠出年金制度を導入しているため、年金資産を保有していない。

## ●退職給付に関する会計基準の適用指針(抜粋)

長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定する。

# 1. (2)退職給与金(年金資産の運用)について(参考②)【北海道電力資料抜粋】

## 退職給与金の概要

○退職給与金は、前回原価において年金資産運用環境が極めて好調であったことの反動などから、72億円増加。

(単位:百万円)

		今 回				前回: B (20年度)	差: C A-B	主な増減要因
		H25	H26	H27	H25~27 平均: A			
通常負担する費用	勤務費用	3,952	3,835	3,708	3,832	5,900	▲2,068	再評価率の低下
	利息費用	2,923	2,915	2,857	2,898	3,377	▲479	
	その他費用	162	167	170	167	▲123	289	
	小 計	7,037	6,917	6,736	6,896	9,155	▲2,258	
年金資産の収益等 に関わる費用	期待運用収益	-	-	-	-	▲3,731	3,731	年金資産予定利回りの低下
	数理計算上の 差異等償却費	▲402	▲1,348	418	▲444	▲6,182	5,738	年金資産実運用利回りの低下
	小 計	▲402	▲1,348	418	▲444	▲9,913	9,468	
退職給与金計		6,634	5,569	7,153	6,452	▲758	7,210	

※期待運用収益とは、当年度の年金資産運用における利回りを想定(当社は過去5か年の平均運用利回りを基に設定)し、その想定額を費用計上するもの。

※数理計算上の差異等償却費は、実際の年金資産運用利回り想定利回りとの差異や、退職給付債務算定時の想定値と実績値の差異、退職金・年金制度の変更等により発生する差異を一定期間で償却する費用(当社は5か年均等償却)

(第26回電気料金審査専門委員会北海道電力資料)

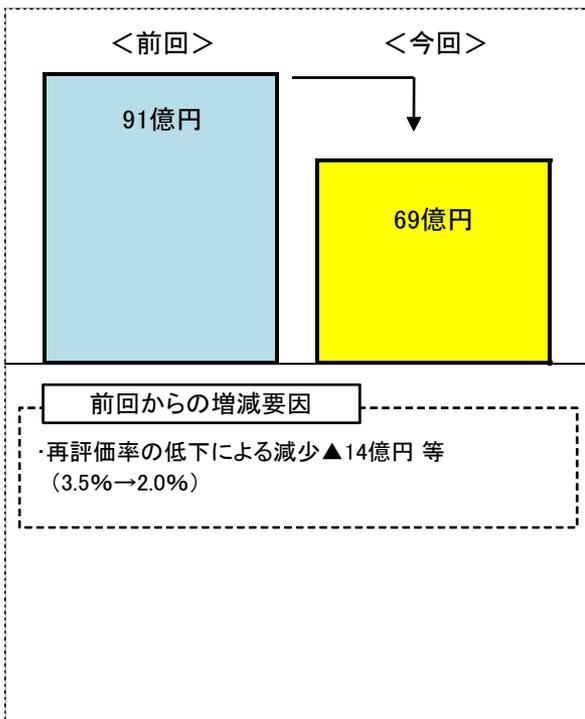
# 1. (2)退職給与金(年金資産の運用)について(参考③)【北海道電力資料抜粋】

## 退職給与金の増加について

- 前回原価は、年金資産運用環境が極めて好調であったため、年金資産の収益等に関わる費用(②)が大幅にマイナスとなり、通常負担する費用(①)を上回ったことから、退職給与金合計(③)がマイナス計上。
- 今回原価は、対象期間通算で運用実績と想定利回りとの差が小さかったことから、年金資産の収益等に関わる費用は僅かなマイナスにとどまり、退職給与金合計は、通常負担する費用(再評価率の低下等により前回原価に比べ22億円減少)とほぼ同額となった。
- この結果、退職給与金は前回原価に比べ72億円増加。

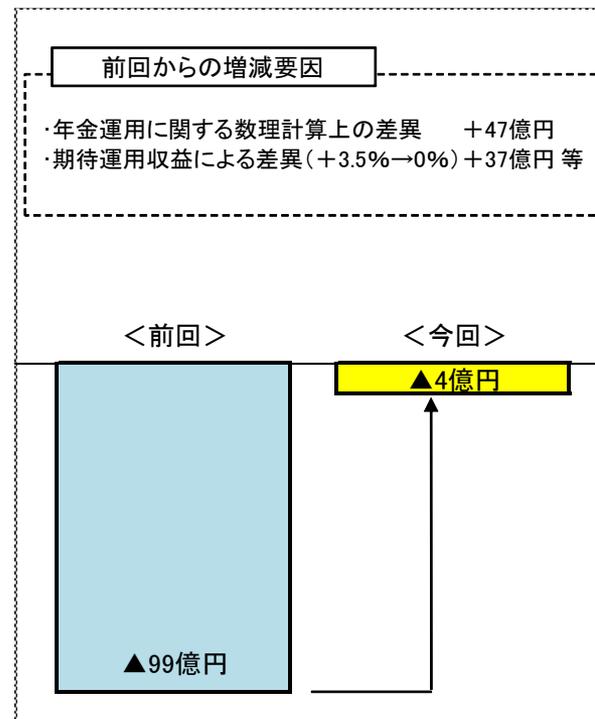
### ① 通常負担する費用

- ・勤務費用
- ・利息費用 等

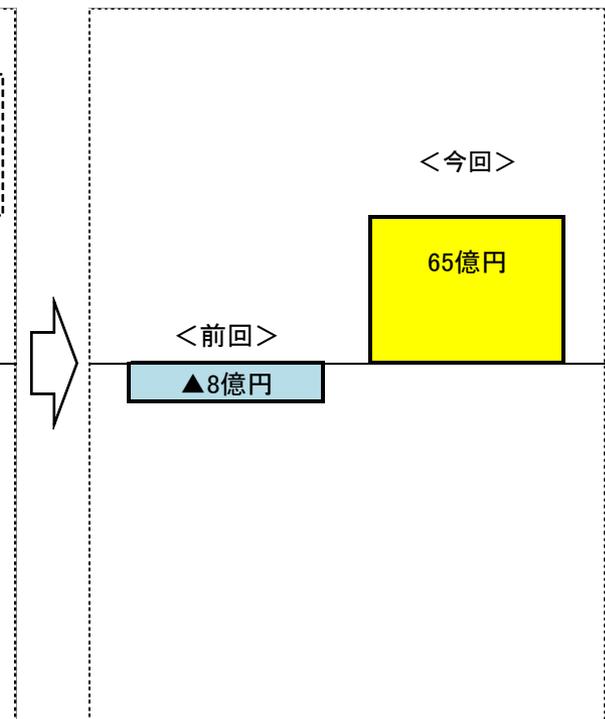


### ② 年金資産の収益等に関わる費用

- ・期待運用収益
- ・数理計算上の差異等償却費

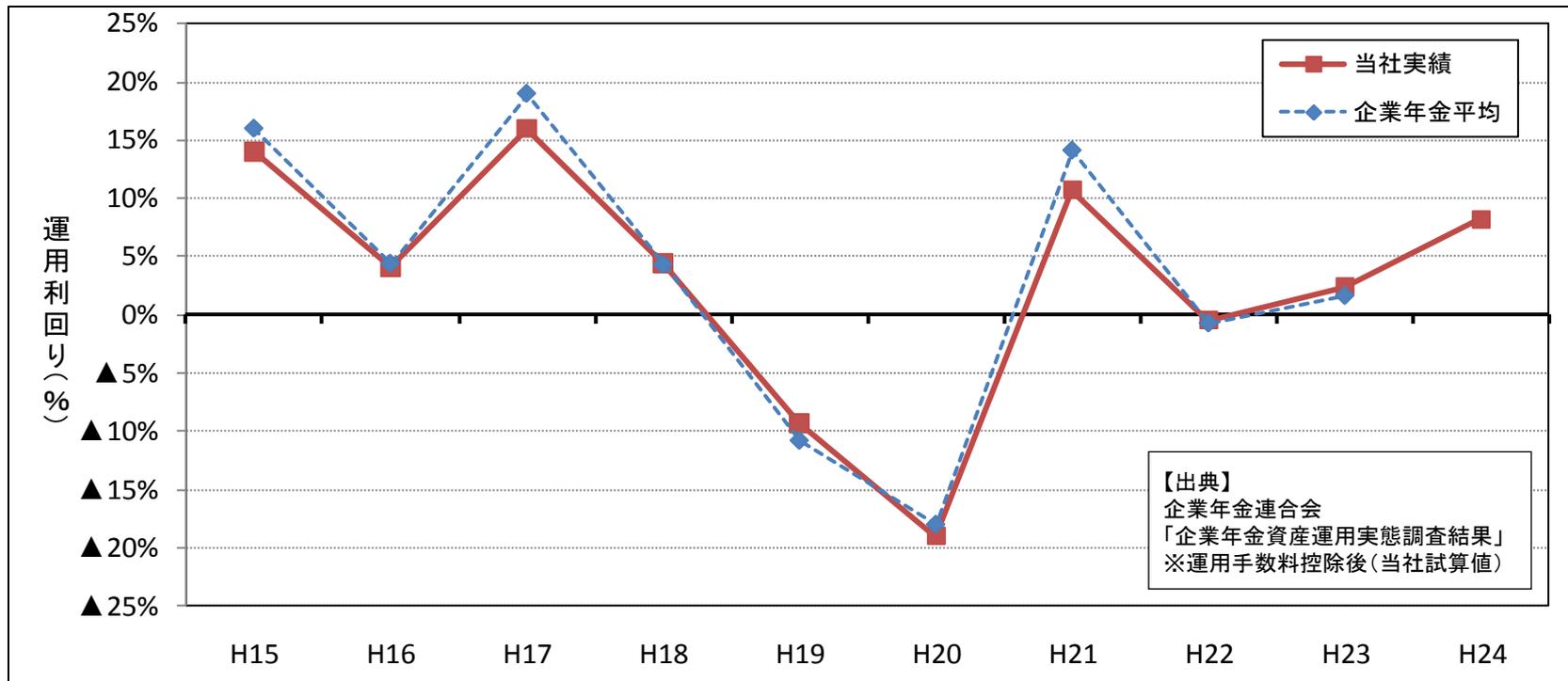


### ③ 退職給与金合計(①+②)



# 1. (2)退職給与金(年金資産の運用)について(参考④)【北海道電力資料抜粋】

【年金資産運用利回りの推移】



【当社の期待運用収益率】

当社の期待運用収益率は、従来より過去5カ年の平均運用利回りを基に設定。

過去5カ年の 平均運用利回り	▲0.2% (20~24年度)
期待運用収益率	0% (23年度から継続)

## 2. 燃料費について

## 2. 燃料費について(意見等①)

### 北海道電力の申請内容

- 【石炭】・ 海外炭は、24年12月～25年2月の自社調達実績平均価格に諸経費を加え価格を算定し織り込み。  
《原価織込CIF価格》 9,968円/トン (25～27年度3ヵ年平均) ※全日本通関CIF価格(10,439円/トン)に比べ、**▲471円/トン**で織込。  
《諸経費込みの織込価格》 12,006円/トン (25～27年度3ヵ年平均)
- ・ 国内炭は、長期契約分は現行契約価格、スポット契約分は平成24年度契約価格を基に算定し織り込み。  
※長期契約分のうち、原価算定期間中に価格更改を迎えるものの改定後価格は、現行契約価格据え置きで織り込み。  
《諸経費込みの織込価格》 14,887円/トン (25～27年度3ヵ年平均)
- 【石油】・ 国内C重油については、24年度第3四半期・第4四半期における元売りと大口需要家のチャンピオン交渉価格を基に算定し織込。  
・ 輸入C重油については、24年12月～25年2月の自社の実績平均購入価格を基に算定し織り込み。
- 【LNG】・ 織り込み無し。

### 主な意見

#### 《電気料金審査専門小委員会》

##### ◆ 海外炭に関する意見

- 海外炭の調達先について、資料中、8割が豪州、残りはインドネシアとあるが、リスク分散の観点から、例えばカナダやロシア等の国からの購入は考えていないのか。
  - 原価は、8割を豪州、残りをインドネシアで算出している。過去にはカナダ産やロシア産の購入もあった。北米産の石炭も存在するが、使用実績はない。(北海道電力)
- 海外炭の輸送については、大型専用船契約、スポット契約、どちらが効率的か。海上運賃の推移をみると、以前は大型専用船契約がスポット契約に比べ安かったものの、直近ではスポット契約が安いように見受けられるのだが、大型専用船契約からスポット契約への変更は考えているのか。
  - スポット契約については、直近では値崩れ的な部分があり、安くなっている。資料にはないが、現時点では大型専用船契約の価格がスポット契約と同水準まで下がっている。今後は、大型専用船契約を基本的にスポット価格が下がれば価格交渉していきたい。(北海道電力)
- 海外炭の輸送については、大型専用船契約に比べスポット契約の方が安くなる時期もあるので、スポット契約の活用を検討するなど、努力を行っていただきたい。
- 海外炭の輸送体制について、大型専用船を解約するのは難しいと思うが、大型専用船を寝かせてスポット契約を随時利用するというのはどうか。
  - 大型専用船は、寝かせていても契約金がかかる。数量契約というスポット的に枠をきめて柔軟に配船する契約があるので、その契約の中でスポット的に対応したいと考えている。(北海道電力)
- 海外炭の価格は、前回に比べ高くなっているが、これは何によるものか。
  - 海外炭の価格は、資源価格の高騰等によって前回より高くなっている。ただ、前は全日本通関石炭CIF価格とほとんど差がなかったが、今回は471円低い価格としており、効率化に取り組んでいる。(北海道電力)

## 2. 燃料費について(意見等②)

### 主な意見

#### 《電気料金審査専門小委員会》

##### ◆ 亜瀝青炭の活用について

- 亜瀝青炭を混ぜて焚くと発電効率を維持したまま、燃料費を抑えられるという話を聞いているが、亜瀝青炭の活用等は考えていないのか。
  - 亜瀝青炭の活用については、検討途上。泊原子力発電所の停止により、予定していた亜瀝青炭活用によるボイラーの燃焼試験を中止しているところ。今後の課題の一つである。(北海道電力)
- 亜瀝青炭については、泊原子力発電所の停止を受けて試験中止中とのことだが、亜瀝青炭活用については震災後に起こった話ではないので、原価算定期間の3か年に織込まないのはおかしい。見込みとして織り込むことは可能なのではないか。

##### ◆ 国内炭に関する意見

- 国内炭は海外炭に比べ、コストが高いのに、なぜ国内炭を使用しているのか。現在の国内炭使用を海外炭で代用する、国内炭に海外炭を混ぜて焚く等による燃料費の削減は考えていないのか。
  - 海外炭は国内炭と比べ、高カロリーであり種類が異なる。ただ、一部ロシア産の炭を混ぜて焚くなど、コストダウンには努めている。(北海道電力)
- 国内炭を使用しているのは価格の観点からではなく、国内で生産されているものを継続使用した方がいいという観点からか。
  - 国内炭を使用している発電所は、砂川市と奈井江町にある。あまり大きな発電所ではないが、石狩川に面しており、内陸型火力発電所と珍しい。国内炭の使用は、当時、産業振興の意味合いがあったが、現在でも石炭があるので有効活用しており、需給関係からも必要である。また、現在は石油に比べ、石炭の方が安価。(北海道電力)
  - 海外炭を国内炭に置き換えず使用しているのは、端的にいうと、国内炭があるから。将来的には環境面等を考えた上で、石狩でLNG火力発電所を計画している。(北海道電力)
- 国内炭の使用については、元々、産炭地振興の意図があり、社会政策的な部分を負担していたということだと思うが、その費用を需要家に負担させるのはどうなのか。社会政策の部分は国に負担してもらって、例えば新しいLNG発電所等を導入するなど代替案があっても、現状の体制の方が経済的という判断か。
  - 国内炭は、重油に比べて安価なため、メリットオーダーに則って活用しており、現在は社会政策的観点での使用ではない。(北海道電力)
- 自分はあまり国内炭の利用に納得しない。原産地に近いことはメリットだが、総合的に国内炭そのものにメリットはなさそうである。古くなった火力発電所があり、すぐにつぶすのではなく、今後新規の発電所ができるまでは使う、ということは経営判断としてはわかるが、わざわざ高い炭を使うものは、料金としてユーザーに負担してもらうという性質のものなのか。
  - 国内炭は、外国炭に比べて諸経費は少なく、コストの差は縮まっていると思うので、見かけほどは高くない。また、海の近くにあればいいが、内陸に設備をつくってしまっているのが、外国炭がそこまで安くできるというわけではない。国内炭を使うために新しい発電所を作るという議論になったら出口はあるかもしれない。

##### ◆ その他

- 燃料費は平成26年度以降、大幅に下がっているが、これは「発電所を廃棄することによるもの」か「泊原子力発電所の稼働に伴い他の発電所の稼働を落としていくことによるもの」か。
  - 燃料費の大幅減については、平成25年12月以降、泊原子力発電所が稼働する計画としているので、平成26年度以降、火力発電の稼働が下がるため。(北海道電力)

## 2. 燃料費について(意見等③)

### 主な意見

#### 《公聴会》

- ・ 燃料調達コストをさらに低減するには、北海道にある安くて環境負荷も少なく、地元雇用にも良い石炭火力を強化してほしい。
- ・ 火力燃料費高騰・原発再稼働前提での今回の値上げ申請は疑問。原子力発電に頼らない再生可能エネルギーへの転換を考えての値上げであれば考えようもある。
- ・ 苫小牧の緊急設置電源については、軽油を燃料にしたガスエンジンであるが、勇払天然ガスがあるのにどうして軽油燃料を使用するのか。

#### 《国民の声》

- ・ 最も単価の安い燃料から順に稼働する（メリットオーダー）ことを徹底してほしい。
- ・ 入札により、安価な燃料を求める努力をすべき。
- ・ 火力燃料調達における価格低減努力について検証をするとともに、より低価格な火力燃料の調達方法も含めた調達の計画と目標を反映させた原価への反映を求める。
- ・ 将来的に利用が始まるLNGの調達において将来の調達コスト引き下げに向けた経営努力が必要。
- ・ 石炭がもっとも安価な燃料となっていることから、最新鋭の設備に更新すべき。

### 消費者庁チェックポイント

- ⑯ 火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。
- ⑰ 今回の原価算定期間において、燃料調達の長期契約の満了件数及び契約更改等によるコスト削減の定量的な見込みはどのようになっているか。
- ⑱ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、あらかじめ燃料費を削減できないか。

## 2. 燃料費について(論点)

- ① 海外炭の織込CIF価格については、各国別の全日本通関CIF価格を北海道電力の国別購入予定数量で加重平均した価格を下回っていることから、先行他電力の査定方針に照らせば査定は不要となるがどうか。諸経費については、発電所の立地条件等に起因する効率化が難しい費用と、一定の効率化努力を見込みみる費用（荷役料等）があると考えられるがどうか。
- ② 亜瀝青炭の活用について、申請原価には織り込まれていないが、「泊発電所再稼働後に予定されている確認試験の結果が良好であれば、最早で27年度上期から亜瀝青炭の導入が可能」との説明がなされたところ、一定の燃料費削減効果が見込まれるとすれば、査定上どのように考えるべきか。
- ③ 国内炭については、原価算定期間中に現行長期契約の価格改定を迎えるところ、現行価格据え置きで申請原価に織り込まれているが、効率化の余地はないか。

## 2. 石炭価格の織り込みについて(参考)

### ◆石炭購入価格(原価織込)

《海外炭》・・・苫東厚真発電所分

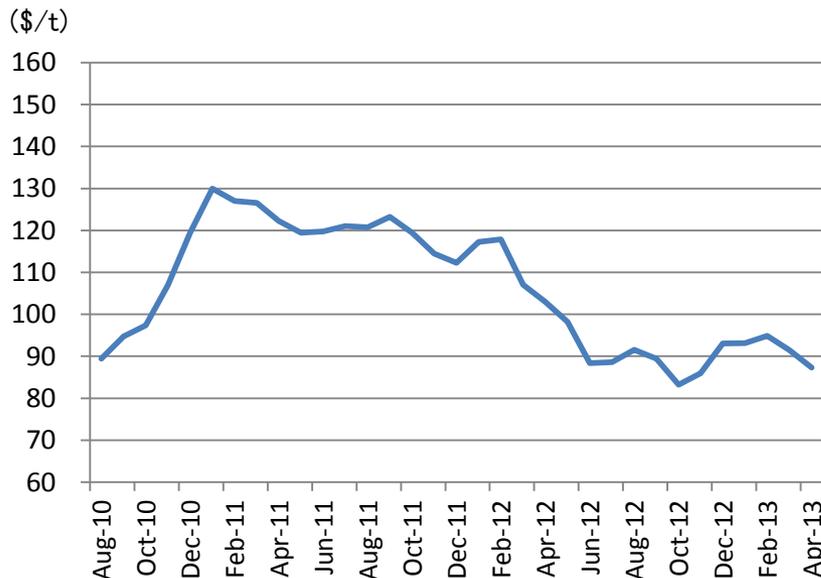
	原価織込価格 (CIF) [25~27年度3カ年平均]	全日本通関価格 [H24/12~H25/2の 実績平均]
石炭価格 (円/トン)	9,968	10,439

《国内炭》・・・砂川発電所及び奈井江発電所分

	原価織込価格(購入価格) [25~27年度3カ年平均]
石炭価格(円/トン)	14,545

### ◆豪州炭のFOB価格の市況の推移

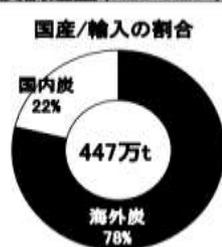
(グローバル・コールのニューキャッスルINDEX)



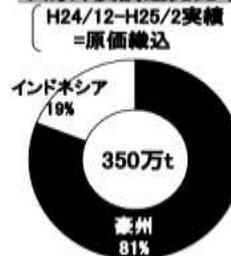
### ◆石炭調達量(原価織込;H25-H27平均)

《北海道電力》

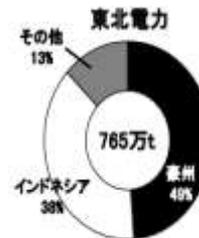
◆石炭調達量(H25-H27平均)



◆海外炭調達先比率  
[H24/12-H25/2実績  
=原価織込]



《参考》

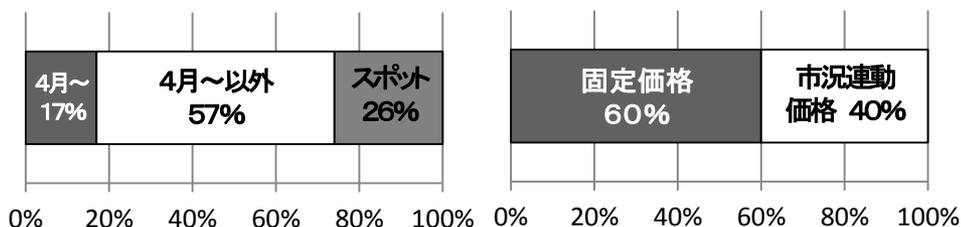


### ◆市況変動への対応

《北海道電力》

契約開始時期別シェア(平成24年度実績)

価格形態別シェア(平成24年度実績)



《参考》

【東北電力】

契約開始時期別シェア(平成24年度実績)



【四国電力】

価格形態別シェア(平成24年度実績)



### **3. 経営効率化の織り込みについて**

### 3. 経営効率化の織り込みについて(意見等①)

#### 北海道電力の申請内容

- 特命案件として社内主管部より発注請求を受け、社内調達部門が算定した「設計値」から、競争発注に切り替えて得た「見積額」との差分から算出。
- 平成21～23年度に特命競争から競争入札に変更した432件(対象額:約63億円)について自社で調査。
- 今回申請の料金原価には、入札・随意契約分等を除く発注案件全て(2,414億円)に7%の削減を織り込んでいる。

#### 主な意見

##### 《電気料金審査専門小委員会》

- 競争発注によるコスト低減率は7.06%と算出されているが、競争発注効果は7%と記載がある。0.06%はなぜ切り捨てたのか。可能であれば7.1%にしてほしい。
  - 432件の発注実績を抽出して、7.06%というコスト低減率が算出されたが、432件は競争に移行できたものなので、移行が難しいものも合わせて効率化するというので7%に丸めた。(北海道電力)
- 資機材調達について、東京電力と協力して取り組んでいるというのはいいこと。スケールメリットが働くと思う。一方、調達検討委員会はどのようなメンバーでどのようなことを検討しているのか。また、委員会に第三者は入っているか。
  - 競争委員会は社長以外の、副社長や関係する役員、部長で構成されている。ある程度の金額をとりだし、競争入札できるかどうかを一件ずつ検討するもので、第三者はメンバーに入っていない。ただし、以前、外部コンサルティングを受けたことはあり、今はそれらを内政化・マニュアル化して行っている。(北海道電力)
- コスト低減効果の7%について、元がとんでもなく非効率的か、すごく効率化したものであるかで、大きく意味が違う。「他電力と出発点と同じくらい効率的だから、同じくらいの効率化でいい」など確認しなければいけない。元の点が同程度に効率的だったか確認するために、スマートメーターでない電子式メーターの過去の納入単価を教えてください。寒冷地仕様で若干高いかもしれないが、説明できる範囲かどうか確認したい。

### 3. 経営効率化の織り込みについて(意見等②)

#### 主な意見

##### 《公聴会》

- ・ 競争入札比率も14%と低い。傘下のグループ会社の役員を兼ねている現役役員は17名、天下りと思しき役員も9名もあり、随意契約にならざるをえないため、競争入札率が低いと思われるも仕方ない。もっと競争入札比率を高め、経営効率化を図るべき。

##### 《国民の声》

- ・ グループ企業が数多くあるが、当該企業の営業利益は1社を除いては公表されていない。関連企業が殆ど黒字と聞いている。本体は赤字といっても消費者は納得できない。これらの企業利益はどのようなになっているのか等も、よく見てほしい。
- ・ 不動産や株式等の資産は、原価に直接関わるものではないが、収益には影響するものであることから、消費者の納得を得るためには、売却したものを示すだけでなく保有しているものも含めてすべての情報を公開することが必要。その際には、子会社、関連会社を含めた情報を公開してほしい。その上で、電力事業との関係で必要性の低い遊休資産は売却を進めるべき。
- ・ 今回の値上げは地域の消費者、事業者に否応なく負担を強いるもの。また、総括原価方式により市場競争の影響を受けずに人件費等のコストを確保できるという特殊性は、厳しい経済情勢の中、一般企業で働く消費者から見れば不当に優遇されているとも言えるもの。北海道電力においては、燃料費、人件費、設備投資費、修繕費、団体費、広報費等、あらゆる支出について、一般企業以上の徹底的な経営効率化、コスト削減を進めるべき。

#### 消費者庁チェックポイント

- ④ 競争入札比率については、高い水準を目指して引き上げるべきであり、申請内容(30%)は、東京電力の事例を踏まえた水準となっているか。また、各年の競争入札比率の導入目標を設定しているか。競争入札以外の方法による調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合及びその理由を公表しているか。
- ⑤ 随意契約を含む調達費用の削減率について、これまで認可申請を行った電力会社の取組を踏まえた上で、10%程度を目標としているか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大しているか。
- ⑥ 競争入札比率の拡大及び随意契約費用の削減等、調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その進捗を継続的に検証できるような仕組みを検討しているか。
- ⑩ 子会社・関連会社について電力会社本体並の経営合理化を行い、それを調達費用の更なる削減に反映させているか。また、役員報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。
- ⑪ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退又は削減しているか。
- ⑫ コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。(例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減等)

### 3. 経営効率化の織り込みについて(論点)

- 審査要領において、「入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準、過去の類似事例の入札実績等を基準に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。」となっているが、両者ともに過去の実績から7%の効率化努力を織り込んでいるが、関西電力、九州電力の際の査定方針を踏まえ、どのように考えるか。

#### (参考)電気料金審査専門委員会(関西電力・九州電力)における検討結果①

～基本的な考え方～

(3) 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、以下の方針に基づき減額すべきである。

関西電力及び九州電力は、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7%の調達価格削減を織り込んで申請しているが、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ東京電力の例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用(※)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額する。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定する。(詳細は次のページ「経営効率化の織り込みについて」)

※コスト削減が困難な費用の例・・・市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等

(4) 更に、子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する。

## (参考)電気料金審査専門委員会(関西電力・九州電力)における検討結果②

### ～基本的な考え方(経営効率化の織り込みについて)～

- (1) 電力会社は、料金改定の有無にかかわらず、外部の知見も活用し、不断のコスト削減努力を行うべきであり、値上げにあたっては、客観的な第三者による効率化目標の設定が、料金に対する信頼を得る上で重要である。
- (2) 東京電力は、原子力損害賠償支援機構法に基づく賠償支払いに対する支援を受ける前提として、「東京電力経営・財務調査委員会」及び原子力損害賠償支援機構による徹底的なデュー・デリジェンスを実施した。その結果、料金認可申請においては、震災後10%の経営効率化目標を設定し、原価に織り込んだところである。
- (3) 今回、関西電力及び九州電力が、7%の効率化目標を設定し、原価を圧縮していることは評価できるが、自らの調査に基づく削減幅であり、第三者による徹底的な調査を経たものではない。また、関西電力からは、分野によっては過去15%の削減を行った事例もあるとの説明があった。このため、7%の目標をそのまま受け入れることは困難である。関西電力及び九州電力の効率化前のコスト水準が東京電力と同等であれば、東京電力において第三者による調査の結果設定された効率化目標数値である10%を、関西電力及び九州電力にも適用することが合理的である。
- (4) 調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について、関西電力及び九州電力と東京電力のものと比較した場合、消費者物価指数等により地域補正した金額は、コスト削減前の東京電力・関西電力・九州電力では概ね同様の水準であることが確認された。このことから類推するに、コスト削減前のコスト水準は、3社でほぼ同等であったと考えられる。このため、効率化目標数値10%を適用し、減額を行うべきである。

### 3. 経営効率化の織り込みについて(参考①)

申請電力会社	原価への効率化織込み額	削減率	(削減率の算定方法)	削減前価格の考え方	対象費用
北海道電力	7%	7.06%	特命案件として社内主管部より発注請求を受け、 <u>社内調達部門が算定した「設計値」</u> から、競争発注に切り替えて得た <u>「見積額」との差分から算出</u> 平成21～23年度に特命発注から競争入札に変更した432件(対象額:約63億円)について <u>自社で調査</u>	平成25年4月(申請)時点の社内計画値	2,414億円 (修繕費、委託費等、削減前)
東北電力	7%	3.0%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 平成21～24年度に特命発注から競争入札に変更した165件(対象額:約8億円)(うち、平均削減率▲3%を上回る42件(対象額:約4億円))について <u>自社で調査</u>	平成25年2月(申請)時点の社内計画値	3,260億円 (修繕費、委託費等、削減前)
四国電力	7%	6.8%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 平成22～24年度に特命発注から競争入札に変更した16件(対象額:約3億円)について <u>自社で調査</u>	平成25年2月(申請)時点の社内計画値	1,778億円 (修繕費、委託費等、削減前)
(参考) 関西電力	10% (認可)	6.8%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 平成22～24年度に特命競争から競争入札に変更した251件について <u>自社で調査</u>	平成24年11月(申請)時点の社内計画値	5,150億円 (修繕費、委託費等、削減前)
(参考) 九州電力	10% (認可)	7.1%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 平成21～23年度に競争発注を行った17,230件について <u>自社で調査</u>	平成24年11月(申請)時点の社内計画値	3,256億円 (修繕費、委託費等、削減前)
(参考) 東京電力	10% (認可)	10%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 <u>「東京電力経営・財務調査委員会」</u> で調査した結果	平成23年11月(緊急特別事業計画)時点の社内計画値	7,772億円 (修繕費、委託費等、削減前)

### 3. 経営効率化の織り込みについて(参考②)購入物品の価格比較

- ・電子式計器の購入単価及び計器取替工事費単価は、申請6社の電気料金審査専門委員会の資料等を基に比較(23年度実績)。
- ・ガスタービンの設置コストについては、電力各社のガスタービンの出力等が違い比較困難。このため、電力各社で一般的に購入している汎用品である柱上変圧器及び送電線を選定し、それぞれについて一般に使用されていると思われる仕様を選定して比較した。

#### (柱上変圧器及び送電線の調査方法)

- ・東北電力、四国電力及び北海道電力においては、平成25年3月1日～3月31日に購入した柱上変圧器及び送電線の全ての購入実績リスト及び根拠資料を提出依頼。(送電線についてはデータ数が少なかったため、対象期間を追加依頼。)全支払金額を全購入数量で除して単価を算出。
- ・ただし、四国電力の柱上変圧器においては、四電工に工事として発注しているため、四国電力が四電工に支払う際の平成24年度の単価契約の単価を採用。
- ・東京電力、関西電力及び九州電力については、平成24年度の実績単価を提出依頼し、平均を求める際のデータとして活用。

(○:平均より安価、×:平均より高価)

	品名・仕様	東北電力	四国電力	北海道電力
電子式計器の購入単価 (1台あたり)		○	×	×
計器取替工事費単価 (1件あたり)		×	○	○
柱上変圧器(1台当たり)	6kVトランス(容量5kVA)	○	○	×
	6kVトランス(容量10kVA)	○	×	○
	6kVトランス(容量20kVA)	○	×	×
送電線(1m当たり)	鋼心アルミより線 (ACSR160)	○	○	×
	鋼心アルミより線 (ACSR330)	×	×	×
	鋼心アルミより線(耐熱性) (TACSR330)	○	×	×



#### (留意事項)

- ・電子式計器については、関西電力は、平成23年度購入実績がないことから、東京・九州・東北・四国・北海道の5社の平均単価との比較。
- ・柱上変圧器は、各電力会社で仕様にばらつきがある。また、再利用等(一般に安価)を行っている事業者もあるが、上記は新品で比較している。
  - ・四国電力の柱上変圧器は、耐用年数を長くするため、耐塩型と同仕様の溶融亜鉛めっき塗装がなされている。
  - ・50Hz地域(東日本)で使用する変圧器の方が銅線・ケイ素鋼板の量が多く使用されており割高となる。
- ・送電線は、調達毎の購入物量、アルミの市場価格に応じて価格が大きく変化する。また、メーカーの受注状況によっても価格が変動する。

## 4. (1) 火力修繕費について

## 4. (1)火力修繕費について(意見等)

### 北海道電力の申請内容

- 北海道電力の修繕費率は2.63%となっており、直近5年間(平成20～24年度)の修繕費率2.65%と比べても下回る水準となっている。
- 北海道電力の修繕費(977億円)は、前回改定より223億円高くなっており、火力の修繕費(273億円)が増加の過半数(113億円)を占めている。
- 火力修繕費は、平成20年度から平成24年度平均と比べると51億円増加している。なお、北海道電力がメルクマール期間としている平成19年度から平成23年度平均と比べても36億円増加している。

### 主な意見

#### 《電気料金審査専門小委員会》

- 北海道電力は、設備の構成項目が前回に比べてだいぶ変わっているので固定資産に対する修繕費の割合が過去に比べて余り高くないというだけでは直ちに納得できない。火力発電所なら火力発電所というのを抜き出して、同じように見て、経年化で説明できる範囲になっているのかどうかというのを見る必要がある。
- 古い火力はちゃんとメンテナンスしてやっていただくというのが私たち消費者から見ても一番大事。つまり、修繕は必要なことであると思う。ただし、経年対策費に対するコスト削減の意識を働かせる必要があると思う。

## 4. (1) 火力修繕費(論点)

- ・ 北海道電力の修繕費率は、全体としてはメルクマールの修繕費率<sup>(※)</sup>を下回っているが、近年新たに大規模な原子力発電所が運開し帳簿原価が増えたこと、また、火力の修繕費及び修繕費率が大きく増加していることについてどのように考えるべきか。
- ・ 平成24年度の修繕費の実績が確定したことから、基本的には直近のデータ(平成20～24年度)を使用すべきと考えるが、原発停止に伴う火力発電所の定期検査の繰り延べによる影響から平成24年度の定期検査が少なかったことについてどのように考えるべきか。
- ・ 経年化に伴う修繕費の増加分についてはどのように考えるべきか。

(※)直近5か年(平成20～24年度)の平均修繕費を平均帳簿原価で除した率。

## 4. (1) 火力修繕費について(参考①)

### 火力修繕費の実績等との比較

(億円)

	H20原価 (A)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H19~23 平均 (B)	H20~24 平均 (C)	H25~27 平均 (D)	H20原価 との比較 (D-A)	H19-23 実績比較 (D-B)	H20-24 実績比較 (D-C)
火力修繕費	161	233	201	226	285	239	159	237	222	273	113	36	51
うち経年化対策費用	—	88	52	64	82	89	37	75	65	103	—	28	38
修繕費率	—	3.20%	2.74%	3.08%	3.90%	3.24%	2.12%	3.23%	3.01%	3.61%	—	0.38%	0.60%
定検基数(基)	6基相当	7	5	7	6	4	2	5.8	4.8	7	—	—	—

### 全体の修繕費率

(億円)

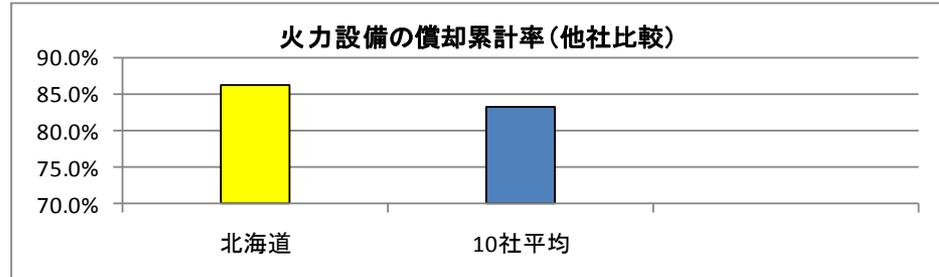
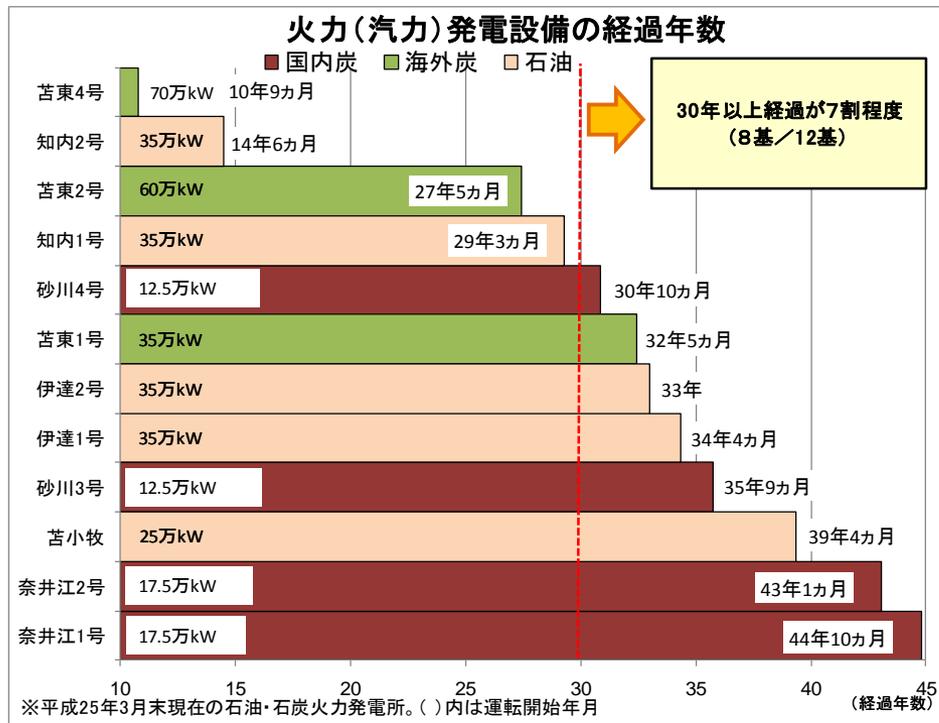
	申請ベース	5年平均 H20-24	差引
平均修繕費	977	899	78
平均帳簿原価	37,127	33,909	3,218
修繕費率(%)	2.63	2.65	▲ 0.02

# 4. (1)火力修繕費について(参考②)

## 【参考】火力(汽力)発電設備の経年化の状況

5月24日専門委北海道電力資料

- 火力発電所は、7割程度(8基/12基)が運転開始から30年以上経過するなど、経年化への適切な対応※のため、修繕費用が増加。



### <※主な経年化対策工事と内訳>

劣化損傷の態様	劣化内容および主な対策工事	経年化対策費
運転による劣化損傷	○粉体もしくは流体との接触による磨耗、機器摺動部の磨耗、高温高圧部位の材質劣化、腐食性ガスによる腐食など。 [主な対策工事] ・ボイラー過熱器管他修繕 ・発電機回転子絶縁修繕 ・タービン主要弁修繕 ほか	66億円
長期間設置による劣化損傷	○屋外に設置された機器の雨水・塩害による腐食・塗装剥離、ゴム部材の硬化など。 [主な対策工事] ・煙道修繕 ・配管架台腐食部修繕 ほか	26億円
起動・停止による劣化損傷	○熱膨張・収縮を繰り返すことによる配管の亀裂発生。 [主な対策工事] ・ボイラー配管管台修繕 ほか	7億円
その他	○部品製造中止に伴う対策工事など。	4億円
合計(H25~27年度平均)		103億円

## 4. (2) 違約金の取り扱いについて

## 4. (2) 違約金の取り扱いについて(意見等①)

### 北海道電力の申請内容

- 先方都合によるIPP契約の解約については、違約金が発生するが、通常は発生しない極めて稀な事象に伴う収益であり、かつ今回の例では金額的な重要性も大きいことから、「特別利益」に該当。
- 一般電気事業供給約款料金算定規則上、特別利益は控除収益項目に当たらないことから、当該違約金について控除収益には算入していない。

### 主な意見

#### 《電気料金審査専門小委員会》

- IPP契約について、JX日鉱日石エネルギー室蘭製油所が平成25年9月末に解約予定となっているが、契約期間中に解約される場合、違約金が発生する。違約金は原価算入しているのか。
  - JX日鉱日石エネルギー室蘭製油所が解約予定となっているのは先方の都合であるため、違約金は発生するが、原価には算入していない。(北海道電力)
- IPP契約について、JX日鉱日石エネルギー室蘭製油所の解約に係る違約金が算定に入っていないのは電気事業と関係がないからだと思うが、解約によって減少した供給力を補うコストを原価に入れるのはおかしい。違約金を原価に入れないのであれば、購入電力としてそのまま計上した場合にどれだけ原価が圧縮されるか試算して査定すべき。
- 違約金については、規則に則らなければならない。仮に原価構成に入るとすれば、どういう費目に入るのか事務局でも考える必要がある。
- IPP契約について、JX日鉱日石エネルギー室蘭製油所の解約に係る違約金の算定方法を事務局で検討いただきたい。それによって違約金の意味が変わってくるのではないか。
- (IPPの解約に伴う違約金)の整理については、今までこういう事象が他の電力会社でもあり、北電と同じような措置をしていたのか、事務局から教えて欲しい。
- IPP契約の解約違約金を、金額的な重要性も大きいので特別利益として処理するというのは不自然である。金額が大きくて、電気料金が引き下げられそうな時には引き下げないし、軽微なものでほとんど引き下げなくていいときには引き下げる、というように聞こえる。明らかに電気事業に関係した収入であるし、想定外の収入でもない。こういったことが想定できるから、契約締結の際に違約金という項目を設けたはず。
  - IPP契約については、電気を発電し始めた後の撤退は初めてだと思う。発電する前の撤退はあるが、その際、違約金は発生し、雑収益として処理していた。今回は、「電気事業の運営に伴って」という点をどう整理するかだと思う。(資源エネルギー庁)
- 違約金については、この資料の文言のみだと印象が違うが、確信がもてない。今後、どう読めばよいか検討していきたい。

## 4. (2) 違約金の取り扱いについて(意見等②)

### 主な意見

#### 《電気料金審査専門小委員会》

- 会計処理として特別利益で処理したということは理解するものの、料金査定上は別だと思う。以前、購入電力量としてそのまま計上した場合に、どれだけ原価を圧縮するのかを試算して査定すべきという指摘もあった。今回の場合はIPP契約にキャンセルが出たことで、火力の焚き増しで対応したということであるので、購入電力料によるコストと火力焚き増しによるコストを比較するのが最初ではないか。結果としてコストアップになっているなら査定すべき。また、違約金は会計的には特別利益かもしれないが、発生原因は購入電力料によるもので、電力事業そのものであるから、控除収益として見なすべきではないか。ただし、違約金の取り扱いが、算定規則に無く、カバーされていなかったのであろうが、購入電力料と関係する性格のものであるなら、控除収益とみなすべき。コストとしてどういう性質かというところを見て、再度検討するのが妥当かと思う。
- 通常のビジネスからすると、不当利得とまでは言わないものの、儲かった話のような気がする。ビジネスの流れで生じる違約金については、利益を失っているから発生するものであり、取引行為の中で正当な損害賠償をしているということになる。
- 理屈で言えば購入電力料の跳ね返りが違約金だと言える。一方、電気事業法会計規則の営業収益の中に、電気事業雑収益というのがあり、その細目に、契約超過金等の個別アイテムを列挙している。法令では違約金の定義はないので、他アイテムとの関係で、今回のような違約金も項目として含めていいのかは、確信がもてない。
  - 懲罰的な違約金なのか、填補型のものなのか、契約の個別の中身を見ないとわからない。また、契約超過金等のイメージがつかない。違約金がどういう性質のものか確定させて、含めていいか検討するために個別に見ていくしかない。
- 「入札時の受給期間で均等化した固定費年経費の3年分」等、違約金取得基準に関する記載がある。IPP契約が解約されることで購入電力料が増えているので、それを違約金が補っているのかどうかを、今後詰めていくことになると思う。(資源エネルギー庁)
- 資料に「(注)違約金は、各社とも需要家の電気不正使用に伴って発生するものを整理している」という記載があるが、これは法令にあるのか。
  - 実態をご参考に記載しているだけで、法令上は書いていない。(資源エネルギー庁)
- IPP契約の違約金について、これまで他電力会社の査定の際は、違約金が発生していたか、発生した際はどうか対応していたか。
  - 発生していなかった。(資源エネルギー庁)
- こういう形で違約金が発生したのは始めてということだが、電力供給前までに違約金が発生した例はあるとのこと。その違約金は電気事業雑収益として整理している。なぜ、その性質と、電力供給開始後の違約金について、大きく性質が違うと考えるのか。違約金の定義が無いので、「こういう類の違約金は電気事業雑収益に入らない」と電力が解釈したのは理解できるが、何も説明がなく、供給前の前例も考えると、今回雑収益に入れるのが不自然とは思わないし、この委員会で雑収益に入れると決めても不自然だとは思わない。

## 4. (2) 違約金の取り扱いについて(論点)

- 審査要領において「算定規則第5条に基づいて申請事業者が算定した控除項目については、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。」となっているが、IPP契約の解約に伴う違約金の取り扱いについて、どのように考えるか。

## 4. (2) 違約金の取り扱いについて(参考①)

### ●実決算において「電気事業の運営に伴って通常発生するもの」として扱っている会計整理の実例

#### ①FITへの移行による解約に伴う精算金に係る会計整理の実例【北海道電力】

科目	発生年度	事象の概要
電気事業雑収益	[24年度決算]	<ul style="list-style-type: none"><li>風力事業者との間で締結した契約書に基づき、料金精算による収益が発生。</li><li>当該料金精算は、RPS制度からFITへの移行に伴い、風力事業者(19事業者)からの解約申し出によって発生。同社においては、初めて発生した収益であり、今後は、継続的に発生する見込みのない収益。</li></ul>

#### ②IPP契約の解約に伴う違約金に係る会計整理の実例【A電力】

科目	発生年度	事象の概要
電気事業雑収益	[10～14年度決算]	<ul style="list-style-type: none"><li>IPP事業者との間で締結した契約書に基づき、違約金による収益が発生。</li><li>当該違約金は、IPP契約締結後、営業運転開始前に、IPP事業者(3事業者)からの解約申し出によって発生。A電力においては、10年度決算で初めて発生した収益であり、現時点でもそれ以外の電力会社では発生していない稀な事象に伴う収益。</li></ul>

#### ③ペナルティに伴う収益に係る会計整理の実例【北海道電力(他の電力会社も同様の会計整理を実施)】

科目	発生年度	事象の概要
電気事業雑収益	[毎年度決算]	<ul style="list-style-type: none"><li>毎年度の決算において、需要家との契約である「電気供給約款」等に基づき、違約金による収益が発生。</li><li>当該違約金は、電気供給約款において、規制需要家が電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額(通常の供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額)の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けることによって発生。</li></ul>

## 4. (2) 違約金の取り扱いについて(参考②): 第30回 電気料金審査専門委員会 資料4-1)

### 【指摘事項8・9】(参考)電気事業会計規則に基づく「特別利益」の整理について

- IPP契約の解約に伴う「違約金」について、電力会社は財務会計上のルールである「電気事業会計規則(省令)」を遵守することが必要であるが、当該違約金を、どの科目で整理すべきかの直接的な規定はない。
- しかしながら、どのような収益を、どの科目で整理すべきかの考え方に関する記述は存在するので、関連規定を列挙すると以下のとおり。なお、一般電気事業供給約款料金算定規則では、「電気事業雑収益」を控除収益として料金算定の対象としているが、「営業外収益」や「特別利益」はその対象外としている。

#### <電気事業会計規則(抜粋)>

##### 【別表第1】

##### (16) 営業収益

科目	項	備考
電気事業雑収益	契約超過金 違約金 (中略) 雑口	上記の各科目に該当しない収益で <u>電気事業の運営に伴って通常発生するものを整理する。「財務収益」の各科目に該当するものを除く。</u>  上記の各項に該当しない電気事業雑収益を整理する。

(注)違約金は、各社とも需要家の電気不正使用に伴って発生するものを整理している。

##### (17) 営業外収益

科目	項	備考
(中略) (何)		(中略) 上記の科目に該当しない負ののれん発生益その他異常な利益のうち <u>その利益額が軽微なもの</u> について種類別に科目を設けて整理する。

##### (18) 特別利益

科目	項	備考
(中略) (何)		(中略) 負ののれん発生益その他原子力損害賠償支援機構資金交付金以外の <u>異常な利益</u> で <u>その利益額が重大なもの</u> を種類別に科目を設けて整理する。

## IPP契約の解約に伴う違約金について

- 先方都合によるIPP契約の解約については、違約金【参考1(イ)・(ハ)】が発生<sup>(注1)</sup>するが、通常は発生しない極めて稀な事象に伴う収益であり、かつ今回の例では金額的な重要性も大きい<sup>(注2)</sup>ことから、「特別利益」に該当。
- 一般電気事業供給約款料金算定規則上、特別利益は控除収益項目に当たらないことから、当該違約金について控除収益には算入していない。

(注1) 実際の違約金の額については、個別契約に関する事項であるため、公表は差し控えさせていただきます。

(注2) 特別利益に計上する際の判断基準については、違約金の額の類推につながるため、公表は差し控えさせていただきます。

### 【参考1】 電力卸供給入札実施要領(平成9年5月20日)

#### 4.(1).②受給開始後の解約

落札者はやむを得ない事由が生じた場合、(中略)この契約を解約することができます。

その場合当社は、違約金として下記の金額の合計を申し受けます。

(イ) 入札時の受給期間で均等化した固定費年経費の3年分。

(ロ) 当社施工連係設備の残存簿価および撤去の工事が必要な場合にはその実費。

(ハ) 当社が既にお支払いした基本料金の累計が当該期間に対応する入札時の受給期間で均等化した固定費年経費の累計を上回っている場合にはその差額。

### 【参考2】 一般電気事業供給約款料金算定規則

#### (控除収益の算定)

**第五条** 事業者は、控除収益として、遅収加算料金、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料、他社販売送電料、託送収益(接続供給託送収益を除く。以下同じ。)、事業者間精算収益、電気事業雑収益及び預金利息(以下「控除収益項目」という。)の額の合計額を算定し、様式第一第三表及び様式第二第三表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

## 4. (3) 発電余力の活用について

## 4. (3) 発電余力の活用について(意見等)

### 北海道電力の申請内容

- 年間最大電力に対する供給予備力(供給予備率)は、25年度836千kW(15.7%)、26年度1,044千kW(19.5%)、27年度1,137千kW(21.1%)である。
- 卸電力取引所での販売電力量を、平成25～27年度の3ヵ年平均で、約3億kWhとして申請している。
- 原価算定期間に泊原子力発電所が順次再稼働することを想定していることから、売り取引が主体となるが、買い取引についても可能な限り実施していく。
- 実際の約定は市況次第であり、取引金額および取引量について明確な想定が困難であることから、料金原価への織込みについては、過去実績に基づいて算定した。  
【売り】原価に織込んだ売り約定量は、泊発電所3号機が運転を開始して入札・約定量が増加した平成22年度実績などに基づき想定した。  
【買い】原価に織込んだ買い約定量は、泊発電所が全台停止し、約定量が増加した平成24年度実績などに基づき想定した。

### 主な意見

#### 《電気料金審査専門小委員会》

- 取引所取引の織込みについて、供給予備率の高い時期があるにもかかわらず、平成25年度(想定)の売り約定量がゼロということか。平成22年度(実績)の4.8億kWhという数字をみると、冬でない時期などにもっと売ることできるのではないか。  
→ 平成25年度(想定)は原子力の稼働がほぼないので、売り約定量ゼロというのは需給が厳しいことによるもの。当然メリットオーダーで運転するので、余力として残っているのは高いエネルギーになる。また、入札は行うが、約定については難しいだろうという想定にしている。平成22年度(実績)の4.8億kWhという数字については、水力発電所が通常に比べて多く発電し、ベース電源が増えた結果、約定が多かったことによる。(北海道電力)
- 販売電力料について、想定があまりにも小さく見える。原子力発電所が稼働しなかったときに比べ、その後は売約定量が増えて当然であるし、北海道電力は取引所の活用に消極的だったように思うが、その実績と比べても大きく見えない。四国電力と同じく、少なくとも季節毎などに類型化した上で売電力を推定すべき。北海道電力の特徴として、相対的に高値で売ることのできる夏は、他の電力より余裕があるので、もっと売れるはずではないか。(指摘事項:販売電力料については、(48コマ×365日まではいらぬが)少なくとも季節毎などに類型化してシミュレーションを実施し、更に売れる余地がないか検証すべき。)
- 取引所取引の活用については、類型化して売電力を推定するのもいいが、コストを考え、適当な日付や期間を決めて推定値を出すのもいいのではないか。

### 消費者庁チェックポイント

⑱卸電力市場の活用をどのように見込んでいるか。

## 4. (3) 発電余力の活用について(論点)

- 審査要領において、「算定規則第5条に基づいて申請事業者が算定した控除項目については、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。」となっているが、発電予備力の活用について、どのように考えるか。

## 4. (3) 発電余力の活用について(参考①)

### 《北海道電力による試算の前提条件》

- ① 平成26年度の各月毎の代表日(平日および休日)のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成
- ② 稼働中およびバランス停止中<sup>(注1)</sup>のユニット毎の限界費用を算定
- ③ ①および②を過去実績の平成23年度約定価格(365日×48コマ)<sup>(注2)</sup>とコマ毎にマッチング
- ④ 需給運用上必要な予備力は最大電源ユニット相当とし、売り約定の制約となる会社間連系線における空容量を考慮

(注1) バランス停止中ユニットとは、各代表日において必要な供給予備力を確保したうえで、緊急時以外の稼働を予定していない発電設備

(注2) 平成23年度において東電管内で取引所取引を停止していた期間等を、平成24年度約定価格に置き換え

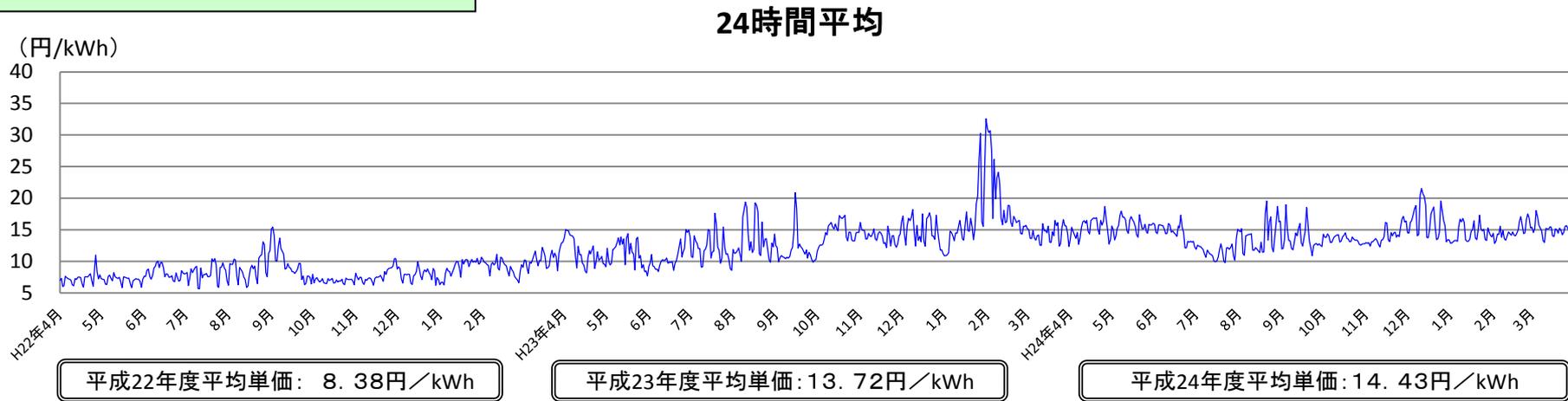
### 《上記試算による論点》

- ▶ 発電余力を活用した売り約定量を試算する場合、突き合わせを行う約定価格はどのように考えるべきか。
  - 需給逼迫が緩和し、平成23年度の約定価格から下落していくか。あるいは、上昇又は同水準を維持すると考えるか。
  - 実際の約定価格は、現状の市場の厚みを前提に売り約定量が増加すれば、とりわけ価格スパイクが発生している時間の約定価格は大幅に低下するのではないか。
  - 実際の売り約定量も、現状の市場の厚みを前提にすれば、買い手のニーズもあるため、試算結果ほどの約定量は、必ずしも見込めないのではないか。
  - 他方で、電力システム改革専門委員会で表明した自主的取組が実現すれば、市場の厚みが増大(流動性が高まる)し、売り・買いとも約定量が増加するのではないか。
- ▶ 発電余力を活用した売り約定量を試算する場合、対象ユニットはどのように考えるべきか。
  - 「稼働中」、「バランス停止中」、「稼働中およびバランス停止中」のどのユニットを対象とすべきか。

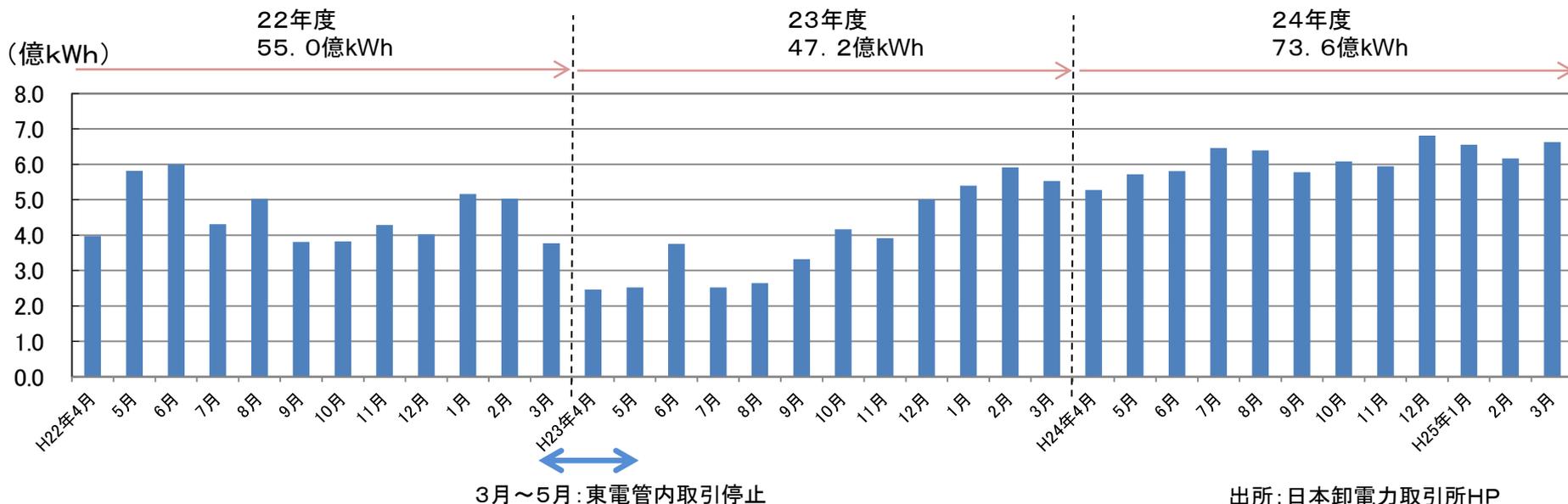
# 4. (3) 発電余力の活用について(参考②)

## スポット取引の価格及び約定量の推移

### スポット取引約定価格推移



### スポット取引約定量の月別推移



# 4. (3) 発電余力の活用について(参考③): 第28回 電気料金審査専門委員会 資料5-2)

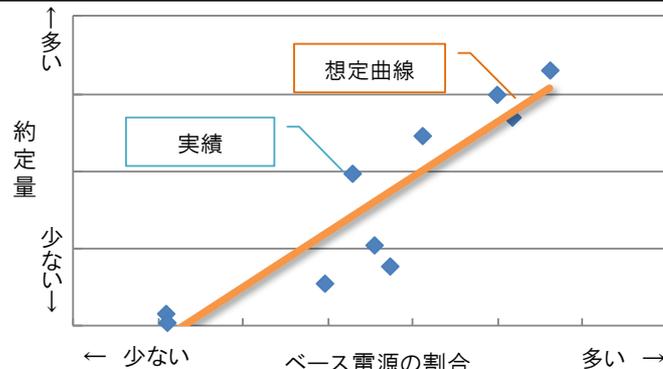
【参考】 取引所取引の織込み(第26回電気料金審査専門委員会当社提出資料 一部追加・訂正)

## ○卸電力取引市場への対応

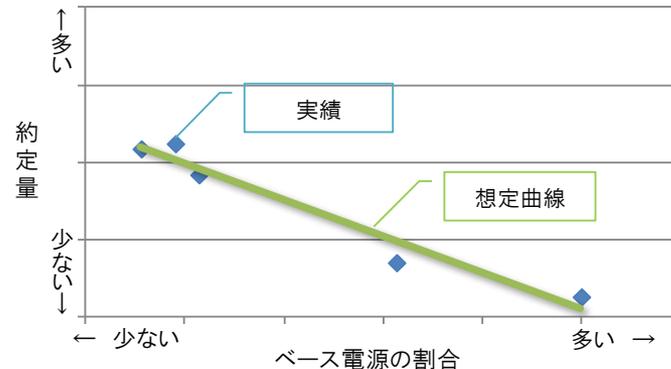
- ・安定供給に必要な予備力等を考慮した上で、投入可能な余力については限界費用ベースにて卸電力取引市場へ入札することを基本。
- ・需給状況が改善した以降は年間20億kWh以上の売り入札となる見込み。

## ○前提計画における約定量の想定

- ・過去の需給状況(余力に対する海外炭火力等ベース電源の割合)と約定量における相関を求め、これに今回の需給計画を適用して約定量を算定。
- ・約定実績が限界費用ベースであることから、約定量の想定も限界費用ベースとなる。



(a) 売り約定量の想定



(b) 買い約定量の想定

[単位: 億kWh]

	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (想定)	H26年度 (想定)	H27年度 (想定)	H25~ H27平均
売り約定量	0.8	4.8	1.4	0.9	—	3.8	4.6	2.8
買い約定量	0.1	$\alpha$	0.1	3.4	2.7	0.3	0.1	1.0

※追加: 約定量における至近実績を追加。なお、 $\alpha$ は0ではない0.1億kWh未満の値。

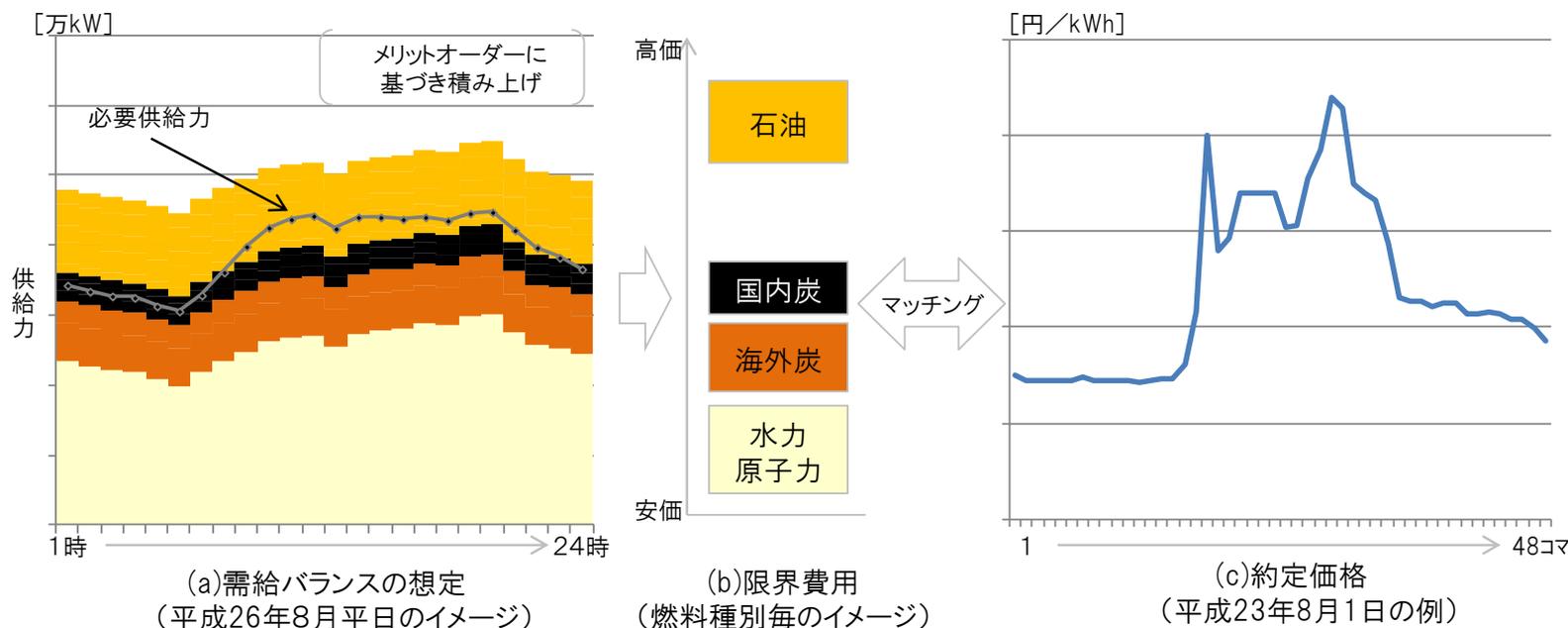
※訂正: 平成25年度の売り約定量を「—」に訂正。また、想定グラフはイメージから原価計上のグラフに置換。

## 需給バランスとユニット毎の限界費用について

第28回委員会で頂いたご指摘を踏まえ、卸電力取引所取引における約定内容について、以下のとおり他社と同様の前提を置いた試算は可能。

- 限界費用については、平成26年度における各月毎の代表日(平日および休日)の需給バランスに基づきユニット毎に算定。
- 市場価格については、過去実績(例:平成23年度)における卸電力取引所取引の約定価格実績を使用。

※なお試算の詳細については、今後の卸電力取引所取引等への影響が懸念されることから、公表は差し控えさせていただきます。



## 4. (4) 情報システム関係費用について

## 4. (4) 情報システム関係費用について(意見等)

### 北海道電力の申請内容

- 北海道電力の情報システム関連委託費は前回原価と比べて約30億円増加している。増加の主要因は、ホスト計算機上で稼働している情報システムをオープン系(サーバ&クライアント方式)へ更新するための費用。(ホスト計算機のシステムの経年化対応)

### 主な意見

#### 《電気料金審査専門小委員会》

- 情報システム関連経費のホスト計算機は、このタイミングで更新・改修が必要不可欠なのか。
- ホスト計算機の更新・改修は、競争入札なのか、随意契約なのか。
- 今後、電力システムを自由化した場合、管理会計等で分社化した場合でも、セグメント別、もしくは事業別の管理会計の仕組みに替えないといけない。二重投資にならないよう、ご留意されているのか。
- 大規模なシステム改修は、効率化のチャンスである。関係会社の随意契約で行うと考えるはずがない。しかし、競争入札だとしても、仕様によっては入札でも随意契約と変わらないこともあるので、どういう仕様で考えているのか教えて欲しい。
- 情報システム委託費について、開発系の資産計上されるシステムは入っていないか。資産計上されていないということであれば、ソフトウェアとし業務効率が上がるようなものではないのか。資産性のあるソフトウェアは、資産計上される余地があるのではないか。

### 消費者庁チェックポイント

- ⑦ 広告宣伝費等普及開発関係費、廃棄物処理費、情報システム等の委託費、養成費、研究費、諸費は、厳に必要なもののみを原価に算入しているか。

## 4. (4) 情報システム関係費用について(論点)

---

- ・ システム経年化対応としてのホスト計算機のオープン系への更新費用について、後ろ倒しにすべきであるとの意見があるが、どう考えるべきか。  
また、後ろ倒しにするとすればどの部分か。

## 4. (4) 情報システム関係費用について(参考)

6月6日専門委の北海道電力資料

### 【参考】情報システム関連委託費について

- 以下のシステム更新・改修などにより、情報システム関連委託費は、前回原価を30億円程度上回る水準。
- ・再構築に長期間を要する経年化したホスト計算機の計画的なシステム更新。
  - ・製品保守等のメーカーサポート終了に伴うシステム改修。
  - ・消費税等の法令改正や会計基準変更などに伴うシステムの更新。

(単位:百万円)

		今回:A (H25~27)	前回:B (H20)	差異:C A-B	主な内容
システムの 経年化対応	ホスト計算機	2,117	-	2,117	お客さまとの契約や料金計算・請求などの重要業務を処理するシステムについて、メーカーによる供給や保守サポートの終了に備え、ホスト系からオープン系へ更新する。再構築には長期間を要するため、計画的なシステムの更新を実施
	ホスト計算機以外	1,632	1,488	144	経年化により新たな業務要件への対応が困難なシステムの更新を実施
	計	3,749	1,488	2,261	
メーカーのサポート終了対応		669	536	133	メーカーの製品保守等のサポート終了(WindowsXP)に伴うシステム改修
法令改正等 への対応	消費税改定・会計基準変更等	378	64	314	消費税法改正(H26.4)に伴う営業システム(電気料金計算)の改修 など
	その他	336	81	255	電気料金制度に対応したシステムの改修 他
	計	714	145	569	
その他		3,588	3,539	49	
合 計		8,720	5,708	3,012	

## 4. (5) スマートメーターについて

## 4. (5) スマートメーターについて(意見等①)

### 北海道電力の申請内容

#### 【導入計画】

- 平成27年度から本格導入開始(27年度:50.5万台)。平成36年度を目途に全数設置予定。

#### 【メーターの取替修繕費】

- スマートメーターの単価: 12,200円。従来型計器(機械式・電子式計器)を導入した場合と比較して、12億円の増。

#### 【関連費用の総額(通信設備の工事やシステム開発・運用費等を含めた額)】

- 17億円(25～27年度3年平均)。

### 主な意見

#### 《電気料金審査専門委員会》

##### ◆スマートメーターの導入計画に関する意見

- 27年度からのスマメ導入では、遅いのでは(前回、導入が遅いと指摘されていた四国電力でさえ、もっと早かった気がする)。また、自動検針の導入は29年度以降ということだが、27年度スマメ導入との整合性は取れているのか。せっかく取り付けたのに、もったいない気がする。
  - 仕様の検討を含め、スマメの量産体制が整うのが、26～27年度くらいと考えていることから、27年度にスマメ導入としている。可能であれば、前倒しももちろん検討している。(北海道電力)
  - 27年度から通信方式を取り入れる点については、具体的な検討に時間がかかるため難しい(各家庭に光ファイバー網はないので、マルチポップ方式を採用する予定。この方式だと、需要家の3割程度がスマメを取り付けていないと、通信がうまく渡っていかないので、普及までに時間がかかる)。前倒しは頑張って行っていく。(北海道電力)
- 顧客からのニーズがあれば、27年度以前からスマメを導入することが可能ということか。
- それは難しい。「27年度以降から、10年かけて導入します」という方針に対して「10年の間に早く取り付けて欲しい」という顧客に対して、前倒しでスマメ導入を行っていくという趣旨。
- 他の電力会社は、高圧の小口はスマメ契約をしていると思うが、北電は27年度時点でも92～97%。一般家庭は5年で8割の目標に対し、北電は5年で6割程度。もう少し頑張っていたきたい。また、利用者にとってわかりやすいメニュー提案を、急いで行って欲しい。
- スマートメーターについては、導入に時間がかかるという説明が以前委員会であったが、電力会社は早期に導入したくないのではないかと感じた。消費者としては、メニュー開発を含めてスマートメーターを積極的に導入してほしい。マルチポップ無線方式が有効に機能するには、30%程度のスマートメーター導入が必要とのことなので、早く30%導入してほしい。(河野オブザーバー)
  - スマートメーターの30%導入については、なるべく早く取り組む。(北海道電力)
- 自動検針が、スマメ導入時期とずれることで、スマメ導入に係る費用と、委託検針の費用のどちらもが経費に計上されることになるが、どの程度ダブルでかかっているのか確認したい。
  - 自動検針ができるまでは、委託検針が必要なのは仕方ない。ただ、無線検針が可能となるので、収集時間の短縮を図ることが可能。従来の委託検針に係る費用をそのまま引き継ぐわけではない。(北海道電力)

## 4. (5) スマートメーターについて

### 主な意見

#### 《電気料金審査専門委員会》

##### ◆ スマートメーターの単価に関する意見

- スマメは東電と同じ仕様ということだが、東電はもっと安かったと思う。今回の価格が適切なのか疑問。もっと安くなるのでは。
- スマメの電池は、本当に必要なのか。また、メーターを寒冷地仕様にする必要はないのか。
  - 電池の価格は600円。送電線の事故等で利用者の迷惑にならないよう、電池をつける。なるべく他社と仕様を統一し、安価に押さえようと考えている。今、2年ぐらいかけて、寒冷地で実証実験を行っている。(北海道電力)
- スマートメーター導入後にも必要としている停電補償用電池については、電力会社とスマートメーターとのネットワークを確保するためには必要だと思うが、北海道電力の費用で設置するのでなく、需要家に負担させるのはいかがか。この電池によるネットワーク確保による原価が認められることは、北海道電力のスマートメーター導入に対するインセンティブも削られてしまう。先行他電力会社は原価算入していないにもかかわらず、原価算入した理由になっているとは思えない。
- スマメは遠隔操作ができると思うが、停電から回復した後で、遠隔操作によって時刻の補正はできないのか。仮にできたとして、通信の関係上、一定時間後に時刻の補正ができることでは遅すぎるのか。なぜ、停電補償用に電池が必要なのか、追加の説明が欲しい。
  - スマメは遠隔操作が可能なので、通信環境が整備されれば、電池は不要だと考えている。(北海道電力)

##### ◆ スマートメーター本体、通信方式及び関連するシステム開発等の調達方法に関する意見

- 通信方式については、マルチホップ方式だと決めつけたくない。ケースバイケースで様々な方式を組み合わせるべき。マルチホップ方式は、その性質上、ある程度の需要密度がないと機能しない。常識的に考えて、東電より北電のほうが、マルチホップの割合が下がるのは当然。最もコストエフェクティブなやり方の選択をお願いしたい。
  - 今は、マルチホップ方式と1:N方式(携帯電話の通信方式)を採用しているが、通信方式については、技術革新を期待している。最適なものを選んでいきたいと思っている。(北海道電力)
- 通信方式の選択肢は、現時点でも2つだけではないということを忘れて欲しい。
- スマメは、一種のリアルタイムメーターであることから、コスト削減に活用できるため、普及すれば随分と節電が進むと思う。電池だけでなく、設備増強についても、すでに逼迫時に対応できるのであれば、その必要性は下がる。逼迫時対策は、全体にかかることなので、きちんと説明していただければと思う。全体を見て考えれば、節約に繋がると思う。
- スマメは、10年かけて取り替えていくので、検針費が二重にかかる時期が生じるのは仕方が無い。しかし、そもそも「3年間自動検針できない」「電池にコストがかかる」等を考慮すると、3年間で入れる予定の分を、まとめて最初の1年に入れたりすればいいのではないか。除却損は発生してしまうが、ものすごく高くないものの残存価値を失うことと、電池等へコストをかけなくてはならないことを比べて、本当に高いのかを考えてほしい。また、数年間自動検針もできない状態であるのに、本当にマルチホップ方式がいいのか考えて欲しい。

### 消費者庁チェックポイント

- ⑫コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。(例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減等)

## 4. (5) スマートメーターについて(論点)

- ①北海道電力は、スマートメーターの導入開始時期については27年度上期から、導入ペースについては新設及び検定有効期間満了による取替えにあわせ、10年間で行うと表明している。他方、スマートメーターの早期導入に関する強い期待があることを踏まえ、今後電力会社において、導入開始時期および導入ペースの前倒しについて、どのような方向性で検討を行っていくか明らかにされているか。また、仮に前倒しを行った場合、原価算定期間における電力会社の費用負担が申請原価よりも増加することも考えられるが、それを査定上どのように勘案すべきか。
- ②スマートメーターの査定単価について、東電の査定単価と同じとするのかどうか。停電用補償電池の必要性等について、査定上どのように勘案すべきか。
- ③導入・運用コストの低減を図る観点から、スマートメーター本体及び関連するシステム等の調達にあたってはオープンで公平・公正な競争発注を行うとともに、通信方式については事業者の提案も聴きながら適材適所での選定を行う必要があると考えられるが、調達方法に関する考え方が具体的に明らかにされているか。
- ④スマートメーターの導入に関する検討とあわせて、スマートメーターを活用した新たな料金メニュー等の導入について、今後どのような方向性で検討を行っていくか、具体的に明らかにされているか。
- ⑤スマートメーターの調達改善努力や、スマートメーターの導入に伴う業務効率化等による人件費・修繕費等の削減をどのように見込み、原価の削減に反映しているか明らかにされているか。